

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	水質測定事務			事業コード	
所属コード	051000	課等名	環境企画課	係名	環境保全係
課長名	嵯峨 秀俊	担当者名	平 憲弥	内線番号	8419
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	環境との共生	コード	6
	施策	生活環境の保全	コード	1
	基本事業	公害の防止	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 4 款 1 項 4 目 公害防止対策事業（010-01）			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	平成 7 年度
根拠法令等 (H26)	水質汚濁防止法			

(2) 事務事業の概要

市内の河川、湖沼及び地下水の水質状況を把握し、関連する部局への情報提供を行うことで水質汚濁防止対策に資する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

水質汚濁防止法に関する事務が平成 7 年に政令委任されたことにより測定を開始した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 23 年 4 月 1 日の改正により、特定事業場排水測定結果の記録改ざん等への罰則が創設されたほか、汚水流出事故時の届出義務の汚水の種類（排出規制の対象ではない有害な物質 52 種）が追加された。また、平成 24 年 6 月 1 日の改正により、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、構造等の基準の遵守や定期点検等を義務付ける規定が新たに設けられた。平成 24 年 8 月 22 日には、水環境の汚染を通じ、水生生物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあることから、環境基本法に基づく水生生物の保全に係る環境基準の項目について、ノニルフェノールが追加された。平成 25 年 3 月 27 日には、水質汚濁に係る環境基準として新たに項目（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）が追加された。さらに平成 26 年 12 月 1 日には、法施行規則等の改正により、特定施設等の排水基準のうちカドミウム及びその化合物の基準値が厳格化された。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

市民、国、県、公共用水域

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 人口	人	298,853	299,220	299,585	299,585	298,857
B 公共用水域の種別(河川, 湖沼, 地下水)	種	3	3	3	3	3
C						

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

- ・公共用水域（市内 23 河川 2 湖沼）28 地点において、年間を通じて pH, BOD, DO 等を測定した。
- ・市内 10 地点において地下水質の概況調査を実施したほか、汚染井戸 15 地点の水質を継続して監視した。
- ・高松の池において年 2 回水質を調査した。
- ・測定はすべて業者に委託して実施した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 水質測定地点数	地点	72	70	69	60	87
B 調査サンプル数	検体	2184	2044	2235	2219	2331
C ホームページ・広報への掲載, 環境報告書の発行, 国・県への報告回数	回	6	6	6	6	6

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

市内の河川、湖沼及び地下水の水質状況の基礎資料を作成し、市民及び事業者の水環境保全に対する意識向上を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 河川の BOD の環境基準達成率(河川 BOD 環境基準達成件数／環境基準適用 河川測定地点数)	■上げる □下げる □維持	%	100	86	86	100	100
B ホームページ・広報への掲載, 環境報 告書の発行, 国・県への報告回数	□上げる □下げる ■維持	回	6	6	6	6	6
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 計画	26年度 実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	3071	3025	4088	6837	6292
	⑤その他()	千円	0	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	3071	3025	4088	6837	6292
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	1600	1600	1600	1600	1600
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	6400	6400	6400	6400	6400
計	トータルコスト A+B	千円	9471	9425	10488	13237	12692
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

水質汚濁防止法に基づく事務であり，市内の水質汚濁状況を把握することで水質汚濁防止対策の基礎資料となる。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり，妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であり，妥当である。

④ 廃止・休止の影響

法令に基づく事務事業であり，休廃止は不可能である。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

市民や事業者，関係機関，庁内関係各課へ積極的に情報を提供し，働きかけることにより環境基準達成率の向上が望める。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

環境基準が設定されていない中小河川については，水質が良好な地点の測定計画を見直し，測定回数を減らすことや休廃止することで，事業費を節約することができる。人員配置については，他の業務を兼務しながらの最小限の人員で対応しているため，削減の余地はない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	生活環境の保全	コード	10
	小施策（推進項目）	公害の防止	コード	2

（2）改革改善の方向性

代替案その１ 水環境保全の意識向上につながるよう、測定結果を市民や関係機関に情報提供する。

代替案その２ 環境基準の設定されていない中小河川のうち水質が良好な地点については、測定計画の見直し（廃止・休止）を実施する。

（3）改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

平成 19 年度の河川測定計画から、水質が良好である中小河川について 2 年に 1 度のローリング調査を導入することとした。一方、測定頻度が少なくなることによってデータの継続性が損なわれ、市内の水質状況の把握に支障をきたすことも考えられるため、今後継続して実施する水質調査の結果や流域状況により計画を適宜見直していく必要がある。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

（2）全体総括・今後の改革改善の内容

水質の状況は良好であり、継続して監視に努める。